

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長)

住所

〒965-0013 会津若松市堤町6-12

電話 090(2364)3613

メール

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

坂上義博 090-1067-7265(大熊)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)

中間貯蔵施設-また「金目」？



「仮置き場」に山積みのフレコンバッグ、耐用年数3年が建前だが業者が安い不良品を使う場合が多いので、ほころびはじめている

突如金額が3倍に

「中間貯蔵施設」建設で政府は交付する金額を、水面下で1000億円で打診していたが何故3倍の3010億円となったのか？

今年3月の自民党福島県連定期大会で、来賓として招いた佐藤雄平知事の前で党県連会長が非常識にも突然「次期の知事選に独自候補を立てたい」と宣言。宣戦布告を受けた佐藤雄平知事は途中退席した。さらに6月には石原伸晃環境相が地元との交渉について「最後は金目でしょう」の発言、この発言は佐藤知事、大熊町長、双葉町長ばかりでなく福島県民への侮辱発言だ。

原発事故により全てを失い、精神的苦痛によ

り孤独死、自殺、うつ病が多発している。まさに金に換えられない命が問題なのに、原発被害者を人間的扱いしていない。

沖縄名護の基地建設でもそうだが、名護市長選挙で500億円の基金をたちあげ、「地域振興策」と称して買収しようとしたが、敗北した。自分たちの都合で国民の血税(税金)を大盤振る舞いしているだけではないのか、中間貯蔵施設の問題は、権力を利用した取り組みであってはいけない。まずは全原発の廃炉で「核のごみ」をこれ以上増やさぬ政策を固め、「最終処分場」計画も明示してから、被害者の立場に立った取

り組みをしてほしい。

「除染ごみ」だけではない。福島第1の完全廃炉まで福島県は100年先なのかも分からない程、放射能の恐怖と向き合っていかなければならない。原発を再稼働させようとする国と電力会社は許せない。

行政は住民・労働者のことを第1に

原発被害者が望んでいるのは早急な生活再建だ。県、町も、被害者を蚊帳の外に置きざりの

ままで中間貯蔵施設の交付金のことばかり議論するのではなく、自治体住民や労働者のことを第1に考えてほしい。「除染」では一部の業者は金儲けをした。中間貯蔵施設建設でもゼネコンが関わり下請けを転がし儲けているではないか。しかも「除染」に働く労働者は劣悪だ。危険を一手に引き受け低賃金で働かせられ、業者が中間搾取をしている。特に復興再建に関して中間搾取は絶対にあってはならない。

中間貯蔵施設と地上権

弁護士・福島原発避難者訴訟弁護団事務局長 米倉 勉

放射性廃棄物の中間貯蔵施設をめぐり、施設用地の買収が容易に進まないことが予想されるため、政府は、土地買収ではなく「地上権の設定」で推進しようという構想を掲げています。

地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいいます（民法265条）。工作物には建物を含みますから、一般的に見られる「借地権」と類似するよう見えますが、両者は異なるものです。借地権とは、賃借権（債権）と地上権（物件）をまとめた呼び名であり、ほとんどの借地権は賃借権です。

地上権は、以下の点で賃借権よりもはるかに強力な内容を与えられています。

①地主に登記義務があること。

②存続期間が、約定次第で無制限であること

（期限の定めがなかった場合は、裁判所が20年以上50年の範囲で定める）。

③譲渡・転貸が自由であること。

このような強力な権利内容からすると、おそらく、最終処分施設（搬出先）が確定するまでは、事実上無制限に土地使用が続くことが懸念されます。つまり、地上権設定契約の内容次第で、半永久的な土地使用が可能であり、現実的には、所有権の譲渡でも地上権の設定でも、ほとんど変わらないことになるわけです。

除染事業の伸展にともなって、廃棄物の貯蔵場所が必要になることは理解できるのですが、その最終的な構想が確立しないまま中間貯蔵施設の場所を決めるのは、無理な話です。地上権という姑息な方策に惑わされずに、原発事故処理の全体構想を提示するよう要求すべきでしょう。

私は、この構想を示す政策の困難性が、脱原発の必要性を示しているようにも思います。

ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）和解案陳情を行って

浪江町 鈴木宏孝

浪江町は東電に対して精神的苦痛を5万円増額してほしいと原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に申立をしてきました。ADRはこれを認め東電へ和解案を提示しました。しかし東電はこれを拒否してきた。理由は「浪江だけとなると不公平になる」と言う事であった。

今回の東京での陳情は、東電、国に対して早期解決を望んでいることを訴えるためにとりくまれました。7月24日、二本松市の浪江町仮役場に集合し出発、途中事故にによる交通渋滞に巻き込まれ遅れましたが、和解の受け入れを求める陳情を馬場町長はじめ行政区長、借り上げ、仮設住宅の各自治会長など総勢25名で東電、文部科学省、経済産業省へ陳情行動をおこなってきました。大臣に直接陳情書を提出できなく、局長クラスとなりました。回答は「誠心誠意対応したい」と紋切り型でした。

東電は石崎芳行副社長が対応に当たった。要求書を提出した内容について回答を頂きたい、とせまったが石崎芳行副社長は「今日のところは明解な回答は出来ない」と言うものであった。それまで我慢に我慢していた参加者からは「金はいらないから元に戻してほしい」「仮設に住んでみる」等と涙ながらに訴えました。声を荒げる場面もありましたが、予定の時間をオーバーしての陳情でした。

ADRの和解案に真摯に答えてくれるものと思って期待していましたが、考えが甘かったと思いました。興奮したこともありその夜は一向に眠れませんでした。このまま終わるわけには行きません。裁判をはじめあらゆる手段で闘うしかありません。

参加者のみなさん暑い中ご苦労様でした。

「避難の記」 S、K （富岡町から郡山に避難 女性）

静かなるガレキの中に立つ牛よ吾と語らむ二歳の想い

（原発事故後2年が過ぎ一時帰宅した時の様子）

迅速に進めますとの言葉のみ背負ひて避難の静けさに居る

（復興、復興と言うが口を挟むなと言われて居るような被害者）

賠償をうらやむ君にわが人生まると交換しますかと問ふ



裁判官は被災現場を検証し、公正な判決を！

福島地裁所長に就いた高橋 讓さんの新聞記事を見ました。

福島地裁に於いても福島第一原発事故をめぐる民事訴訟などを数多く抱えていることから、高橋所長は南相馬市、浪江町を訪れ、避難を余儀なくされている事をあらためて知ったと、載っていました。

私どもは裁判に関わる事など殆どありませんでしたし、喜んで訴訟を起こしている訳でもありません。世界に例のない未曾有の原発事故を起こし全国民を恐怖に落とし入れた東電、その結果二度と足の踏み入れられない地、放射能による不安が付きまとう。障害が心配と訴えれば「データが無いから分からない」「年 100 ㈬被曝まで大丈夫」。甲状腺ガンが増えている事実については、「検査機能がよくなっているからこれまで分からなかったのが分かるようになったからだろう」「検査の対象者が多かったから」などと言う。非科学的な回答でしかない。さらに被害者の生活再建をはじめとする賠償をさておき、除染先行である。本来は同時平行または生活再建先行であるべき

と思う。だから孤独死、自殺者、うつ病が増えるばかりだ。もっと被害者の命を第一に考えるべきだと思います。

回答では先の見えない不安を煽るばかりではないですか。

私たちはそんなに優雅な生活をしていたわけでもありませんが、先祖伝来の田畑、山、川の恵みを得ながら生活を営んできました。また数少ない企業に勤め地域振興を高め寄り添いながら生きてきました。それが原発事故により全てを奪われてしまった。この現実をしっかりと裁判官の皆さまに受け止めて頂きたい。

私たちには不安があります。原発事故による何十万人にも達している被害者の将来を左右する判決をたった 3 人の裁判官で決めるのですから責任は重大です。私たちは口頭弁論のたびに、裁判官が現場検証をするよう強く求めてきました。福島地裁の高橋所長は就任早々現地に足を運んだと聞き、いわき支部の裁判官にも是非本格的な現場検証を期待します。



「相双の会」 会報に ご意見を

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。

匿名でもけっこうです。

電話 090 (2364) 3613 メール (國分)

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

